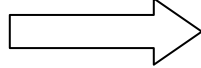


食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の進捗状況について

企画専門調査会	 食品安全委員会	現 状
- 第 7 回会合（平成 1 6 年 6 月 2 2 日）により選定された候補 1 .食中毒の原因物質に関する食品健康影響評価(リステリア) 2 . Q 熱の原因菌コクシエラ菌に関する食品健康影響評価 3 . トランス脂肪酸を含む油脂の多量摂取に関する食品健康影響評価（特に冠状動脈疾患） 4 . 成長促進剤として使用される女性ホルモンを投与した食肉、牛乳等に関する食品健康影響評価（プロゲステロン、安息香酸エストラジオール） 5 . 食品への放射線照射に関する食品健康影響評価 6 . アルコール飲料の妊婦（胎児）への食品健康影響評価	- 第 5 4 回会合（平成 1 6 年 7 月 1 5 日）における審議結果 1、4 及び 5 については、更なる調査を行い委員会で改めて検討することを決定 2 , 3 及び 6 については、「ファクトシート」を作成することを決定 - 第 7 4 回会合(平成 1 6 年 1 2 月 1 6 日)における審議結果 1 については、リステリアだけにこだわらず、食中毒原因微生物の評価指針を策定し、評価すべき微生物の優先順位を決めた上で個別の微生物について評価を行うことを決定 4 及び 5 については、現時点で評価案件とはせず、今後の自ら行う食品健康影響評価の案件候補の点検や管理機関との協議を踏まえ、改めて評価の要否を検討することを決定 2、3 及び 6 についてのファクトシートの公表を決定し、翌日ホームページに掲載	1 については、微生物（第 5 回）・ウイルス（第 3 回）合同専門調査会（平成 1 7 年 6 月 3 0 日）において、食中毒原因微生物のリスク評価指針の策定に関する審議を開始 2、3 及び 6 については、ファクトシートを作成 4 及び 5 については、当面評価案件とはせず、情報収集等を継続実施
- 第 8 回（平成 1 7 年 1 月 1 4 日）及び第 9 回会合（平成 1 7 年 2 月 1 8 日）により選定された候補 1 . 加工食品中に生成されるフランに関する食品健康影響評価 2 . 食品中のクロロプロパノール類に関する食品健康影響評価 3 . ビタミン類の過剰摂取に関する食品健康影響評価 4 . 塩化ビニル等を含む容器包装（ラップ類）に関する食品健康影響評価	- 第 8 5 回会合（平成 1 7 年 3 月 1 0 日）における審議結果 1 及び 2 については、情報収集、調査研究を実施し、それらの結果を踏まえ評価の必要性を検討することを決定 3 及び 4 については、厚生労働省から説明を求めることを決定	1 及び 2 については、平成 1 7 年度食品安全確保総合調査において国際リスト評価機関等の評価書、学术论文の収集を行う予定 3 及び 4 については、平成 1 7 年 4 月 7 日の第 8 9 回委員会会合において厚生労働省から管理措置等について説明を聴取した結果、緊急に評価する必要性は低いと判断され、情報収集等を継続

<平成17年度> 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の進捗状況について
 (情報源: 関係機関、マスメディア等、食の安全ダイヤル、食品安全モニター報告、専門委員からの情報、要望書等)

(平成16年度委員会において審議され情報収集等を継続している案件)

番号	評価課題 / 危害要因	分類	説明	食品安全委員会における審議結果	備 考
1	成長促進剤として使用される女性ホルモンを投与した食肉、牛乳等に関する食品健康影響評価 プロゲステロン、安息香酸エストラジオール	1 (A)	動物用医薬品専門調査会において繁殖目的のホルモン製剤を審議した際に、性ホルモンの評価をしておくべきではないかとの意見が出された。 <国内での危害発生状況> 危害等は確認されていない。	現時点で評価案件とはせず、今後の自ら行う食品健康影響評価の案件候補の点検や管理機関との協議を踏まえ、改めて評価の要否を検討することを決定	国内において成長促進(肥育)剤として天然型性ホルモンの使用実績はなく、また、平成15年度に実施した牛乳、粉乳中の性ホルモン含有量の調査において国産と外国産に大きな差は認められなかったことから、当面評価案件とはせず、情報収集等を継続実施
2	食品への放射線照射に関する健康影響評価 放射線照射	2 (C)	近年、輸入ジャガイモが増加しており、2001年には350トンにもものぼるが、その安全性に問題があるとの報告があった。 (2003/10/27 食品安全モニター) 放射線照射の評価基準は不可欠である。 (2003/11/5 食の安全ダイヤル)	現時点で評価案件とはせず、今後の自ら行う食品健康影響評価の案件候補の点検や管理機関との協議を踏まえ、改めて評価の要否を検討することを決定	国内における食品への放射線照射は原則禁止で、用途・品目毎に安全性を確認した上で使用を許可する、いわゆるポジティブリスト制を採っており、現在認可されている馬鈴薯の芽止めにについての安全上の問題が起こっていないこと、新たな用途については使用者からの申請に基づき評価すべきものであることから、当面評価案件とはせず、情報収集等を継続実施
3	加工食品中に生成されるフランに関する発がん性の観点からの食品健康影響評価 フラン	1 (A)	○ 海外の調査により食品中からフランが検出されている。 ○ フランは、国際がん研究機関 (IARC) による発がん分類でグループB(ヒトに対して発がん性を示す可能性がある)とされている。 ○ 動物実験では、高レベルのフランには発がん性があることが確認されている。	情報収集、調査研究を実施し、それらの結果を踏まえ評価の必要性を検討することを決定	平成17年度食品安全確保総合調査において国際リスト評価機関等の評価書、学術論文の収集を行う予定

4	食品中のクロロプロパノール類に関する食品健康影響評価 クロロプロパノール類	1 (A) 4 (A)	クロロプロパノール類は主として植物たん白の加水分解で調味料を製造する際に生じ、発がん物質とされている。 様々な食品中において、MCP(3-モノクロロ-プロパン1,2-ジオール)、DCP(1,3-ジクロロプロパノール)という塩素化合物が生成することがあるが、これらの化合物は発がん性の疑いがある。これらが含まれる食品としては、塩酸を用いた加水分解によって製造されたたん白加水分解物がよく知られているが、それ以外にも一部のチーズ、麦芽製品、一部のクラッカー類、燻製等様々な食品から検出されているデータがある。	情報収集、調査研究を実施し、それらの結果を踏まえ評価の必要性を検討することを決定	平成17年度食品安全確保総合調査において国際リスト評価機関等の評価書、学術論文の収集を行う予定
5	ビタミン類の過剰摂取による健康影響について	1 (A)	ビタミン類の過剰摂取等による健康影響に関する情報があった。	厚生労働省から説明を求めることを決定 厚生労働省から説明を聴取し、管理措置等の現状について確認	食品安全委員会において厚生労働省から管理措置等について説明を聴取した結果、H17.4に出された「日本人の食事摂取基準(2005年版)」において、栄養素摂取の目安となる量を設定する中で、過剰摂取による健康被害を未然に防ぐ目的での「上限量」の設定など、リスク管理機関としての取組みも行われており、緊急に評価する必要性は低いと判断され、情報収集等を継続

6	塩化ビニルを含む容器包装に関する食品健康影響評価 ラップ	2 (C)	塩化ビニルを含むラップに対して、アレルギー症状を起こす者もいるため、安全性を評価してほしい。 (2004/9/30 食品安全モニター) (2004/10/4 食の安全ダイヤル)	厚生労働省から説明を求めることを決定 厚生労働省から説明を聴取し、管理措置等の現状について確認	食品安全委員会において厚生労働省から管理措置等について説明を聴取した結果、ポリ塩化ビニル樹脂はほとんどが業務用であり、家庭用はポリ塩化ビニリデン樹脂、ポリエチレン樹脂であること、ポリ塩化ビニル樹脂に関して食品衛生法に基づく規格基準が定められ、この基準に合致しない器具・容器包装について販売等を禁止していることから、緊急に評価する必要性は低いと判断され、情報収集等を継続
---	-------------------------------------	----------	--	--	--

委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補(案)の分類について

情報の種類 / 分類	我が国で評価が行われていないもの	我が国ににおいて評価が行われているが、海外において再評価を行ったもの	評価要請があるもの
関係機関、マスメディア等の情報	1 (A)	1 (B)	-
食の安全ダイヤル、食品安全モニター報告等の情報	2 (A)	2 (B)	2 (C)
食品安全委員会への要望書等の情報	3 (A)	3 (B)	3 (C)
食品安全委員会専門委員からの提案	4 (A)	4 (B)	4 (C)